

相模原市認可外保育施設指導監督実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第59条第1項の規定により実施する認可外保育施設の指導監督について必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 認可外保育施設に対する指導監督は、適正な保育内容及び保育環境の確保を図ることを目的に実施する。

2 指導監督の実施に当たっては、画一的、形式的な問題の指摘に陥ることがないように配慮するとともに、提供する福祉サービスの質の向上のために必要に応じ助言、指導を行うものとする。

(対象施設)

第3条 指導監督の対象とする施設は、相模原市内に所在する法第39条第1項に規定する保育所であって、法第35条第4項の認可を受けていないもの(法第58条の規定により認可を取り消されたものを含む。以下「施設」という。)とする。

(指導監督の種類)

第4条 指導監督は、一般指導監督及び特別指導監督とする。

2 一般指導監督は、定期立入調査及び臨時立入調査(以下「立入調査」という。)とする。

(1) 定期立入調査は、実施計画に基づき施設の事業所内において実地に行うものとする。

(2) 臨時立入調査は、緊急的な指導監督が必要であると市長が判断した場合に、施設の事業所内において実地に行うものとする。

3 特別指導監督は、一般指導監督によって重大な問題が認められる施設又はその運営が著しく適正を欠くものと認められる施設を対象に実施する。

4 特別指導監督の実施時期、実施方法及び実施内容等については、その都度市長が定める。

(指導監督基準)

第5条 定期立入調査は、相模原市認可外保育施設指導監督基準(以下「指導監督基準」という。)に基づき実施する。

2 市長は、1日に保育する児童が5人以下の施設については、指導監督基準の一部を適用しないことができる。

(実施計画の策定)

第6条 市長は、指導を効果的かつ効率的に実施するため、実施計画を策定するものとする。

2 市長は、実施計画の策定に当たっては、対象の施設の事業運営に支障のないよう必要な調整を行うとともに、指導監督の対象施設に係る情報交換を密にするなど事業主管課と十分な連携を図るものとする。

3 市長は、実施計画の策定に当たっては、あらかじめ相模原市指導監査等連絡調整会議に諮るものとする。

(立入調査の実施方法)

第7条 市長は、定期立入調査の実施に当たっては実施日のおおむね30日前までに、臨時立入調査を実施する場合は実施日のおおむね7日前までに、文書により次に掲げる事項を施設の設置者及び管理者(以下「施設設置者等」という。)に通知するものとする。

(1) 立入調査の根拠規定

(2) 立入調査の対象施設

(3) 立入調査の対象期間

(4) 立入調査の日時

(5) 立入調査の派遣職員数

(6) 準備すべき書類等

(7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 立入調査は、施設設置者等又は施設長、職員及び関係する者から聞き取るほか、必要に応じて施設及び設備並びに帳簿及び書類を確認することにより行う。

3 立入調査の実施に当たっては、必要に応じて関係行政機関、施設等に関係する者に対して必要事項の照会及び調査を行うことができる。

4 立入調査の実施に当たっては、必要に応じて市の事業主管課の協力を得て実施することができる。

(講評)

第8条 立入調査に従事する職員は、立入調査終了後、当該立入調査の結果について、施設設置者等、施設に従事する職員等に対し、現地において講評を行うものとする。

(結果の通知及び改善報告)

第9条 市長は、定期立入調査の場合は第5条に規定する指導監督基準に定める項目ごとに、臨時立入調査及び特別指導監督の場合には実施の目的に関する項目ごとに評価

を行い、施設設置者等に立入調査の結果を通知するものとする。

- 2 前項の通知は、立入調査結果通知書(第1号様式)により、立入調査実施日からおおむね30日以内に行う。
- 3 施設設置者等は、立入調査結果通知書により改善が必要とされた事項について所要の改善措置を講じ、その改善結果又は改善計画(以下「改善結果等」という。)を、立入調査結果通知書が到達した日からおおむね30日以内に改善結果報告書(第2号様式)により市長に報告しなければならない。
- 4 改善結果等報告書には、改善結果等を確認するために必要があると市長が判断した書類等を添付するものとする。

(改善勧告)

第10条 市長は、一般指導監督に基づく改善指導を行っても改善されない場合、改善の見通しが無い場合又は次の各号のいずれかに該当する場合は、第4条第3項に定める特別指導監督を実施した上で、改善されない場合に、法第59条第3項の規定により施設設置者等に対し、相当の猶予期間を付して必要な改善を行うことを勧告するものとする。

- (1) 著しく不適正な保育内容又は保育環境である場合
- (2) 著しく児童の安全に問題がある場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、児童の福祉のため特に必要があると認められる場合

2 市長は、前項に規定する改善勧告を文書により行うものとし、おおむね30日以内の回答期限を付して、施設設置者等から文書により改善状況の報告を求めるものとする。

3 改善勧告に対して改善が行われない場合は、市長は、法第59条第4項の規定により改善勧告の内容及び改善が行われていない状況について公表するものとする。

4 前項の公表を行った場合は、市長は、改善勧告の内容及び改善が行われていない状況について、当該施設の利用者に対して周知するとともに、必要があると認めるときは、事業主管課において利用児童に対する福祉の措置等を講ずるものとする。

(事業停止命令等)

第11条 施設設置者等が前条の勧告に従わず、これを放置することが児童福祉に著しく有害であると市長が認めるときは、法第59条第5項の規定により当該施設に対し事業の停止又は施設の閉鎖(以下「事業停止命令等」という。)を命ずるものとする。

2 事業停止命令等を行おうとする場合の行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項の規定による意見陳述の機会、弁明の機会の付与とする。

4 市長は、弁明書の提出を受けた後又は提出期限が経過した後、速やかに、当該施設の事業停止命令等について、相模原市社会福祉審議会条例(平成14年相模原市条例第43号)第6条第1項に規定する児童福祉専門分科会(以下「審議会」という。)の意見を聴くものとする。

5 市長は、事業停止又は施設閉鎖を命じた場合は、施設の名称、所在地、設置者、管理者名及び処分の内容等について公表するものとする。

(緊急時における事業停止命令等)

第12条 市長は、児童の生命又は身体の安全を確保するため緊急を要すると認めた場合で、かつ、次のいずれかに該当する場合は、法第59条第6項及び行政手続法第13条第2項第1号の規定により前条第2項から第4項までの手続を経ないで施設設置者等に対して事業停止命令等を行うことができるものとする。

(1) 施設の管理責任者が明確に否定し得ない重大な事故が発生していると認められた場合

(2) 施設の設置者等が当該施設において保育を受ける児童に虐待を加え、又は危害を及ぼしていると認められた場合

(3) 施設の保育内容や保育環境が著しく指導監督基準を下回り、改善の見込みがないと認められた場合

(4) 前各号に掲げるもののほか、公益上又は児童の生命若しくは身体の安全を確保するため緊急を要すると認められた場合

2 前項の場合において、市長は、事業停止命令等を発した後、速やかに審議会に報告するものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

第1号様式(第9条関係)

FNO. 5・0・5

年 月 日

殿

相模原市長

立入調査結果通知書

年 月 日に実施した児童福祉法第59条第1項の規定による立入調査の結果について、次のとおり通知します。

今後とも適正な保育内容及び保育環境の確保に努めてください。

立入調査結果

改善が必要な事項は認められませんでした。

次の事項について、改善措置が必要と認められました。

要改善事項及び通知事項については、改善結果若しくは改善計画を、本通知書が到達した日から30日以内に、改善結果報告書(別添)に確認資料等を添付して報告してください。

要改善事項	
通知事項	

児童福祉法第59条の2の規定により届出を必要とされている施設について

- 1 今回の指摘事項が改善されないときは、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の返還を求める場合があります。
- 2 前項の証明書が交付されていない施設については、評価基準に適合していることが確認できた場合に証明書を発行します。

指導監査課

電話 042-769-9226

第2号様式(第9条関係)

年 月 日	
相模原市長 あて	
施設名	
設置者又は管理者	
印	
改 善 結 果 報 告 書	
年 月 日付けの立入調査結果通知書の改善事項について、 次のとおり改善措置を講じましたので、報告いたします。	
改 善 事 項	改 善 措 置
	(原因、対応、結果について記入してください)

備考 改善措置の内容が確認できる書面等を添付してください。